

保留床の価格等に関する専門家会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 東京都が施行する市街地再開発事業（都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)
第2条の2第1項又は同条第4項の規定により東京都が施行する市街地再開発事業をいう。）において、保留床（市街地再開発事業により施行者としての東京都が取得する建築施設の部分をいう。以下同じ。）の処分に係る価格及び特定施設建築物（法第99条の2第3項に規定する特定施設建築物(法第118条の28第2項において準用する場合を含む。)をいう。以下同じ。)の敷地の譲渡価格に関する事項について専門的な知見及び社会・経済に関わる中立的な視点から検証し意見を表明するため、保留床の価格等に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するため、以下の事項を所掌する。

- (1) 保留床の処分に係る価格に関する事項
- (2) 特定施設建築物の敷地の譲渡価格に関する事項
- (3) その他前2号に関連して、都市整備局長が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門家会議は、専門的知識を有する者等のうちから、都市整備局長が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 専門家会議に座長及び座長代理を置く。
- 3 座長は委員の互選により、座長代理は座長の指名により定める。
- 4 座長は、専門家会議を主宰し、会務を総理する。
- 5 座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、原則として2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門家会議等)

第4条 専門家会議は座長が招集する。

- 2 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に係る専門家会議に出席することができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門家会議に出席させることができる。

- 4 やむを得ない理由により専門家会議に出席することができない委員は、座長の承認を得て、議事について事前に意見を述べることができる。
- 5 前条第3項の規定により座長が決するまでの間においては、第1項中「座長」とあるのは「都市整備局長」と読み替えるものとする。

(専門家会議等の公開)

第5条 専門家会議は非公開とする。

- 2 専門家会議の議事要旨及び資料を公開する。ただし、専門家会議の決定により、資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、既に公になっている事項についてはこの限りではない。

(事務局)

- 第7条 専門家会議の運営のための事務局を、都市整備局市街地整備部に置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、都市整備局市街地整備部長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営について必要な事項は、その都度専門家会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。